

## 静岡県選挙管理委員会告示第 49 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の収支について、進藤金日子静岡県後援会から令和 4 年分の収支の報告に係る訂正の報告があったので、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の要旨の一部を次のとおり訂正する。

令和 5 年 12 月 22 日

静岡県選挙管理委員会委員長 山 本 正 幸

令和 5 年 11 月 28 日静岡県選挙管理委員会告示第 42 号別冊 119 ページ（左）29 行目  
進藤金日子静岡県後援会の報告中、

「1 収入総額	1,975,225 」を
「1 収入総額	2,376,417 」に訂正し、
「本年收入額	760,010 」を
「本年收入額	1,161,202 」に訂正し、
「2 支出総額	962,720 」を
「2 支出総額	1,363,912 」に訂正し、
「3 本年收入の内訳」のうち	
「その他の収入	10 」を
「その他の収入	401,202 」に訂正し、
「その他の収入	401,202 」の次に
「金銭以外のものによる寄附相当分	124,740 」と
「金銭以外のものによる寄附相当分	207,680 」を追加し、
「一件十万円未満のもの	10 」を
「一件十万円未満のもの	68,782 」に訂正し、
「4 支出の内訳」のうち	
「政治活動費	962,720 」を
「政治活動費	1,363,912 」に訂正し、
「選挙関係費	401,192 」を
「選挙関係費	802,384 」に訂正する。